

令和3年度 飯山市移住支援住宅建設促進事業（新築）

個人住宅を建設する場合

【対象となる要件】

- ・市外から転入し、定住しようとする者。
- ・市内へ転入してから5年以内で、賃貸住宅に居住している者。
- ・上記いずれかの要件が満たされ、新築した住宅に5年以上居住する予定の方。
- ・要綱第3条第2項の要件全てを満たす者。

【補助額】

夫婦要件	建設用地	請負業者	補助額
住宅建設年度に夫婦のいずれかが40歳未満の世帯又は18歳以下の扶養親族を含む世帯	土地開発公社の分譲地	市内業者	150万円
		市外業者	120万円
	民有地	市内業者	100万円
		市外業者	80万円
上記以外の者	土地開発公社の分譲地	市内業者	75万円
		市外業者	60万円
	民有地	市内業者	50万円
		市外業者	40万円

※市内業者→市内に本社を有する法人又は個人事業者が住宅建設を請け負う場合

【補助対象者】 ※次の条件にすべて該当する方

- ・転入の日から起算して過去1年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者。
- ・住宅の新築又は住宅の購入（3親等内の親族からの購入を除く。）の契約を締結した者で、前住所地の市町村民税に滞納がない者。
- ・新築又は購入した住宅に5年を超えて居住しようとする者。

【補助対象外者】 ※次の条件に該当する方

- ・市内に居住する親等の住宅を建替え親等と同居する者。

【用語の解説】

- ・住 宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- ・新築住宅 新たに自己が居住する目的で新築する住宅で、完成の日（建築確認検査済証の発行年月日をいう。以下同じ。）から1年以内のものをいう。
- ・中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、購入した日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。

【交付申請書類等】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要）
※本市への転入の日から1年前の住所地が証明できるもの
- 2 前住所地の市町村民税の納税証明書又は完納証明書
- 3 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 4 工事請負契約書又は住宅購入の契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図、平面図、工事費内訳書の写し
- 6 その他市長が特に必要と認める書類

お問合せ先
飯山市役所 建設水道部
移住定住推進課 移住定住係
TEL: 0269-67-0740
E-mail: ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp

※上記の他に要件等ありますので、まずはお問い合わせください。